

第3章 災害予防計画

災害発生の未然防止、及び発生した場合の被害を最小限にとどめるための災害対策を総合的かつ円滑に実施することを目的として、迅速な情報収集や職員の参集体制を整備するとともに、防災関係機関との通信手段の確保等をはじめとした防災体制を整備する。また、地域全体の安全確保に結びつく各種の予防計画を作成する。

第1節 情報収集・連絡及び応急体制整備計画【総務部】

1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 市は、被害が市の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、国、県、市その他防災機関との連絡を相互に迅速かつ確実に行うため、情報伝達ルートの多重化及び情報交換・連絡体制の明確化などに努めるものとする。
- (2) 市は、迅速かつ確かな災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。
- (3) 市は、住家被害の調査、り災証明書交付担当部局及び応急危険度判定担当部局が非常時の情報共有体制についてあらかじめ調整し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2 通信手段の確保

市は、災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点に十分考慮するものとする。

- (1) 災害時における緊急情報連絡体制を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- (2) 災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を図るとともに、ウェブサイト等へのアクセスが集中し、閲覧しにくい状況やサーバがダウンすることがないように、負担軽減に向けた対策を実施する。
- (3) 災害時の通信を確保するため、災害対策をした無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。
- (4) 情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの防災政策の積極的な活用によるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を図る。

- (5) 携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート等で発信する災害関連情報等の多様化を積極的に推進するとともに、地図の情報化等による伝達手段の高度化に努める。

3 業務継続性の確保

市は、あらかじめ継続しなければならない市民サービスに重大な影響を与える重要な業務を選定した上で、人材、物資、ライフライン等の利用可能な資源が大幅に制約された状況下において、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するため業務継続計画を策定し、毎年継続的に変更・見直しを行い、行政機能が低下し、利用できる資源（職員、庁舎、資機材等）に制約がある状況下においても、市が行うべき業務継続の実効性を確保する。

4 職員の体制

- (1) 市は、それぞれの部局において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、災害対応の知見を有する防災担当職員の確保、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等に努めるものとする。
- (2) 市は、担当部局毎に災害発生時に講ずべき対策等を整理した応急活動のためのマニュアルを各自作成し、職員に周知するとともに定期的な訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携などについて徹底を図るものとする。災害発生時には、迅速かつ的確に災害応急対策活動を実施するため、令和元年東日本台風を始め過去の災害において、災害対応を検証した結果を踏まえ、特に、総合防災訓練において、災害対策本部各部事務分掌に応じた職員を動員し、実動的な訓練により職員の災害対応能力向上を図る。

5 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携体制を確立するものとする。
- 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。
- (2) 市は、食料、水、生活必需品、医薬品、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。

6 防災拠点

- (1) 広域防災拠点
- 開成山公園を災害時の広域的な避難場所及び応急対策や復旧活動などの拠点と

して活用するため、公園内及び隣接の各施設（こども総合支援センター（ニコニコこども館）、開成山野球場、開成山陸上競技場、郡山総合体育館、音楽・文化交流館（ミュージカルがくと館））について広域防災拠点施設として一体的な利用を図る。

（2）防災拠点

21世紀記念公園は、災害時の避難場所及び応急対策や復旧活動などを実施するために、各種機能を有する防災公園として整備していることから、災害発生時には防災拠点として活用する。

◇機能

耐震性貯水槽（50t）・備蓄倉庫（111.6㎡）・避難等多目的に利用できる芝生公園（約4,500㎡）・自衛隊等緊急大型車両搬入可能なエントランス（舗装）・火災延焼防止（樹木の配置）・火災消火に利用（水景施設に貯水：一部井戸水使用）

7 避難所等

（1）避難所等の指定状況

地域防災計画資料編「第3 防災施設・設備 5 避難施設等 （1）指定避難場所等」による。

（2）避難所等は、これを災害対策基本法で定める異常な現象の種類（洪水、崖崩れ・土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫、火山現象）ごとに指定緊急避難場所及び指定避難所に区分し設定する。なお、避難所等の標示に当たっては、外国人等を含む要配慮者にも分かりやすいよう、ピクトグラムの活用に努めるものとする。

① 指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）

ア 設置目的

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、緊急的に避難をする場所とする。

イ 設定基準

市の指定する避難場所は、原則として各地域の小中学校、高校、大学のグラウンド、大規模公園等で、避難者が一時的に避難するための場所とする。

② 指定避難所（以下「避難所」という。）

ア 設置目的

発生が想定される災害の規模や影響、人口やその分布状況等を勘案して、災害の危険に伴い避難してきた被災者等を一定期間滞在させる施設とする。

イ 設定基準

小中学校体育館、校舎、地域公民館、高等学校等の公共施設のほか、民間施設等の活用を図ることとし、当該施設のうち倉庫、トイレ、ステージを除くアリーナ部分や集会スペースであり、福島県地域防災計画に記載されている1人当たり占有する面積2平方メートルに加え、通路などの共用部分を考慮し、原則1人当たり3平

方メートルを基準とする。

また、感染症のまん延のおそれがある場合には、1人当たり占有する平面4平方メートルに加え、通路などの共用部分を考慮し、原則1人当たり9平方メートルを基準とする。

ウ 福祉避難所

指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者の健康状態を考慮し、専門的な知識を有する職員等のケアを受けることができる「福祉避難所」の整備を進めることとする。

③ その他

避難所等のほか、多様な避難について広く検討し、その確保を図る。

また、車両避難については、プライバシー確保の観点等から、車中泊を選択する避難者も想定し、車中避難場所の確保に努めるとともに、車中避難の際のエコノミー症候群や熱中症等の対策への周知を図る。

第2節 災害対策訓練計画 【総務部・建設交通部・郡山消防署】

災害応急対策を効果的に遂行するため、防災関係各機関が緊密な連携をとり、総合的かつ計画的に訓練を実施する。

1 非常招集などの訓練

災害時に迅速な配備体制を整えるため、非常招集の発令、伝達及び通信連絡についての訓練を実施する。

庁内訓練

- (1) 事前配備体制（本部設置前）
- (2) 非常配備体制（第1次配備）（第2次配備）
- (3) 対策本部の設置

2 消防訓練

消防の機能を最大限に発揮させるため、消防活動について、訓練を行う。

- (1) 出動訓練
- (2) 建物火災防ぎょ訓練
- (3) 林野火災防ぎょ訓練
- (4) 飛火警戒訓練
- (5) 特殊災害対応訓練（高圧ガス、危険物、トンネル、NBC災害等）
- (6) 多数傷病者発生対応訓練
- (7) その他必要な訓練

3 水防訓練

「郡山市水防計画」に基づき実施する。

4 非常無線通信訓練

市及び防災関係機関で無線通信設備を備えている機関は、有線通信の途絶に備え、電波法第52条第4号に定める非常通信による情報の収集、伝達の訓練を行う。

5 自主防災組織の育成と防災訓練

防災関係各機関の協力のもとに、自主防災組織、町内会、学校、各種事業所、団体等に対し、各種の防災訓練の開催を推進するとともに、訓練を通じて自主防災の必要性、自覚の高揚を図る。

また、想定される大地震に対処するためには、自助・共助（互助）による地域住民自らの組織的な防災活動が必要であることから、自主防災組織の育成を積極的に推進し、「自らの地域は自分達で守る」という、共助の仕組み作りを支援し、併せて一般的な風水害に対しても、地域保全のための防災活動を行えるよう育成する。

訓練を行うに当たっては、降雨又は積雪等の気象条件のほか、休日、夜間といった実施時

間等の訓練環境などについて具体的な設定を行う。

なお、地域コミュニティの強化を図り、共助の仕組みづくりに向けて、知恵や経験を生かしまち歩きで現地を確認しながら地区住民が自ら作成する「地区防災マップ」及び災害時に誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきかを考え、平常時に地域コミュニティを維持・活性化させるための活動を整理し、協力して防災活動体制を構築するため「地区防災計画」の作成支援を行う。

6 総合防災訓練

災害が発生した場合において、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれらに対処する心構えを養っておかなければならない。特に災害対策基本法の趣旨に基づき、総合的、かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況に鑑み、関係機関及び市民の協力を得ておおむね次の事項に重点をおき、総合防災訓練を行う。

【訓練種目】

情報収集伝達訓練・緊急広報訓練・災害対策本部（地区本部、現地本部）設置訓練・緊急出動訓練・避難訓練・初期消火訓練・避難所開設訓練・応急給食訓練・放水訓練・応急救護所開設訓練・応急手当訓練・被害状況調査訓練・交通規制訓練・遠距離中継送水訓練・（倒壊建物）救出救助訓練・給水訓練・土砂災害避難（救出）訓練・その他必要と思われる訓練

7 土砂災害防災訓練

市及び防災関係機関は、土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行えるよう土砂災害防災訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図るものとする。

第3節 防災知識普及計画

【総務部・政策開発部・文化スポーツ部・保健福祉部・学校教育部】

防災諸活動の効果をあげるためには、関係職員はもとより、広く一般市民に対しても常に防災知識の普及に努め、その理解と協力を得なければならない。

1 職員に対する防災教育

市職員は平常時より、災害対策業務は通常業務の延長にあるとの認識のもと、防災に関する意識の向上に努める。

また、市の防災体制や災害応急対策について、研修会、講習会、図上訓練等を適宜開催し、災害時における判断力の養成、あるいは防災上必要な知識及び技術の向上を図る。

(1) 災害の知識等

- ① 風水害及び地震の基礎知識等の習得を図る。
- ② 平常時より各所属において講じるべき防災対策を確認しておく。
- ③ 災害発生時にとるべき行動に関する知識の普及に努める。
- ④ 災害発生時の職員行動マニュアルの周知徹底を図る。

(2) 市の災害応急対策活動

- ① 災害応急対策活動の概要について周知を図る。
- ② 災害時における災害対策本部員の一員としての立場と心構えの周知を図る。
- ③ 各所属における災害時業務行動マニュアルの確認と見直し及び訓練を行う。

2 市民に対する防災知識の普及

- (1) 学校教育及び社会教育において、学習内容に防災教育を組み入れ、防災に関する知識の普及と向上を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- (2) 市民に対しては広報こおりやま、報道関係等を通じて情報提供するとともに必要に応じて、パンフレット、チラシ、各種ハザードマップなどを配布して、防災知識の高揚と災害対応能力の向上を図る。
- (3) 自主防災組織・防災士などの協力を得て、座談会、研修会、講習会を積極的に開催し、防災知識の周知徹底を図る。
- (4) 市民防災リーダー講習を通して、市民による地域防災力の向上及び防災意識の高揚を図る。その際には女性の参画促進に努める。また、取組が継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- (5) 市政きらめき出前講座により、災害時の心構え、地域での助け合いの重要性等、防災意識の普及に努める。
- (6) 防災知識の普及にあたり、地域において要支援者を支援する体制が整備されるよう防災と福祉の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るとともに、被災時の男女のニーズの違い、男女共同参画の視点等についても十分配慮する。
- (7) 消防本部及び郡山消防署と連携し、同本部防災研修施設を活用した、市民への各種講習会、研修会、訓練等の実施を通して、防災、防火、救急等に関する知識や技術の普及、啓発に努める。

- (8) AED使用を含めた救命技術を広く市民に普及させるため、応急手当普及員を養成し地域や事業所等における普通救命講習の普及を促進する。
- (9) 防災週間や防災関連行事等を通じ、気象警報・注意報発表時や避難勧告等発令時にとるべき行動、避難場所での行動、災害時の家庭内の連絡体制の確保及び家庭内での備蓄について普及・啓発に努める。
- (10) 愛護動物との同行避難等に対する知識や備えの普及啓発に努める。
- (11) 過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く市民が閲覧できる方法により公開するものとする。
- (12) 被害の防止、軽減の観点から、市民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を市民に周知し、市民の理解と協力を得るものとする。
- (13) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (14) 災害発生時には、被災地への電話が殺到し、回線が混雑することが予想されることから、災害時の家族や知人との安否確認や避難所等との連絡をスムーズに行うため、災害用伝言サービス（災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板サービス、災害時音声お届けサービス）の利用について普及・啓発に努める。

第4節 資機材等の備蓄及び点検整備計画 【総務部・農林部・建設交通部】

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材のうち、備蓄されたものについては災害時に際して、その機能を有効かつ適切に発揮できるよう、常時整備点検し、備蓄できないものについては、業者等と調達について協議し、入手経路を定めるなど入手方法を確立しておく。

さらに、家庭・事業所内備蓄の指導に努め、その調達体制の整備を図る。

1 消防ポンプ車等の整備

危険物貯蔵施設、高層建築物の増加等、都市化の進展に伴う災害の特殊化、大規模化の傾向に対応し、ポンプ車、はしご車、化学車、救急車、照明車、工作車等防災力の増強、近代化を図る。

2 消防用具の整備及び備蓄

危険物施設、高層建築物等の特殊災害に対処するため、泡消火剤、照明機器、通信機器、ガス等の検知器、耐熱防火衣、空気呼吸器、救助・救急用具等の整備備蓄を図る。

3 水防資器材の整備

「郡山市水防計画」の定めるところにより、水防資器材の備蓄整備を図る。

また、令和元年東日本台風災害を踏まえ、消防団が有効かつ効果的に救助活動を行えるよう排水ポンプ・発電機・投光器・救命浮輪等の救助用資器材の整備を図る。

4 除雪用資器材の整備

「除雪事業計画」に基づき、特に湖南町等の全路線確保及び国、県の広域除雪体制の確立を前提として、除雪機械の借上げ、現有資材の備蓄整備を実施する。

5 公共施設・事業所等における資器材の整備

公共施設・事業所等においては、それぞれの業務の態様に応じ、防災計画、及び関係法令に定めるところにより、消火設備、避難設備の整備、消火剤、その他必要な防災資器材の備蓄を図る。

6 応急物資の備蓄

災害時には、食料、応急資器材、生活必需品等の流通が混乱状態となり、発災直後において一時的に市民の食料、応急資器材、生活必需品等が不足することが予想されるため、災害対策本部におけるそれぞれの事務分掌に応じ、事前に適切な備蓄及び調達方法の確立を図る。

(1) 公的備蓄

市は、災害時に備え現物備蓄が必要なものについて、「郡山市非常用備蓄品に関する整備基準」に基づき計画的に備蓄を実施するとともに、適正な品質の管理及び補充を実施する。

(2) 流通備蓄

民間の流通業者等からの物資調達については、在庫等の流通備蓄の活用が可能

であり、また、それらの物資の性質上、流通在庫が望ましい物資等については、各業者と事前に必要となる物資に関する「災害時供給協力協定」を締結し、速やかな対応が可能となるよう活用するとともに、新たな協定の締結を推進するなど、その調達体制の充実に努める。

(3) 家庭・事業所内の備蓄

市は、市民に対し家庭内備蓄を促すとともに、事業所等における備蓄についても協力を要請する。

① 市民に対する家庭内備蓄の指導

最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話の充電器等）の確保に努めるものとする。

② 事業所に対する備蓄の指導

災害の発生に備え、市内の事業所等における食料、飲料水、生活必需品等の備蓄についてできうる限りの協力を要請する。

③ 愛護動物を飼育している市民に対する家庭内備蓄の指導

3日分のペットフード、ペットシート等の備蓄に努めるものとする。

(4) 避難所の良好な生活環境の確保に向けた備蓄

季節による寒暖や、プライバシー等に配慮した備蓄品を購入し、良好な生活環境を図るとともに、非常用電源や情報入手手段（ラジオ等）の確保に努める。また、ライフラインの途絶や集団生活といった条件の避難所においては、新型コロナウイルス感染症をはじめ様々な感染症、食中毒等のリスクが高まることから、感染症対策を踏まえた衛生資材（マスク、エタノール消毒剤、手袋等）、簡易ベッド、パーテーション、寝具などの備蓄し衛生管理に取り組む。

7 防災拠点施設の整備

地域ごとに防災拠点施設を設け、また、市域の各所に計画的に備蓄の基幹施設を設置し、災害用資機材及び備蓄品の増強に努めるとともに、避難施設での応急対応を迅速に行うため、既設公共施設等へ計画的に備蓄を行う。

第5節 市民相互協力、自主防災組織、民間団体活動計画

【総務部・政策開発部・市民部・保健福祉部・産業観光部・農林部】

災害時においては、発災直後の初期対応や救出救助等、市民の自発的な防災組織の活動が、被害軽減に大きな役割を果たすことから、市民による団体、組織の活用を図るため、自衛防災の組織化を促進し、災害応急対策の充実を図る。

1 市民相互協力

気候変動の影響等により大規模な災害が頻発する中、行政主導のハード対策とソフト対策には限界があることから、市民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」という「自助」及び「自助を核とした共助」の意識に基づき防災意識を高め、発災時には初期対応や救出救助、避難誘導等を相互に助け合う。

また、災害が発生したときに自分ひとりでは安全な場所に避難することが困難な要支援者について、普段からの声かけ等により、その状況を確認するとともに、実際に災害が発生した場合においては円滑な避難支援が実施できるよう地域における避難支援体制の整備に努める。

2 自主防災組織

自主防災組織はコミュニティ活動を促進し、地域における連帯感の向上を図るとともに、防災活動に取り組む。

- (1) 防災知識の普及・啓発
- (2) 危険箇所や建物、塀等の安全確認
- (3) 避難路、避難場所の確認や防災マップの作成、要支援者の把握
- (4) 初期消火、救出救護、避難誘導、応急処置等、防災訓練の実施
- (5) 防災資機材や備蓄品の管理等

3 市による自主防災組織への支援

- (1) 自主防災組織間の連携を目的とする郡山市自主防災連絡会を通し、情報交換等を行い、連携を強化する。
- (2) 自主防災組織の必要性の啓発を行う。
- (3) 自主防災組織の参加を含む防災訓練を実施し、防災技術の向上を図る。
- (4) 自主防災組織が行う地区の防災訓練等への支援
- (5) 各種助成事業を利用した防災資機材の整備支援
- (6) 防災講演会の実施

4 ボランティア団体

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、市・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入

れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関の間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市は、市民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

5 中小企業等

あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ的確に把握できる体制の整備に努めるものとする。

併せて中小企業等の事業継続計画（BCP）などを通して、自助・共助体制を促進するものとする。

第6節 各種災害予防計画

【総務部・文化スポーツ部・建設交通部・農林部・教育総務部・上下水道部・消防本部・郡山消防署】

第1 水 害

水害については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、次の事業及び施設の整備を行う。

1 治 山

荒廃山地の復旧、水源林、又は災害防備林の造成に関する治山事業は、流域保全に重点をおき、砂防計画等との総合的な調整を十分考慮し、上流山地の土砂流出防止を図るとともに、あわせて災害防止に努める。

災害につながる恐れのある林地の無秩序な開発、土砂採取を規制する。この規制は、保安林については、森林法等関係法令により、許可の際、防災措置を講ずるよう規制する。普通林についても、森林法、採石法、宅地造成等規制法等関係法令による規制のほか、行政的に防災措置の実施を指導する。

2 河 川

市内の河川について整備を進めているが、治水施設の整備水準が充分でないことから、次の点について災害防止の強化に努める。

- (1) 災害予防の見地から修繕が必要とされる箇所の整備補修に努める。
- (2) 洪水時の破堤等の危機的状況を回避するため、また災害箇所の緊急復旧工事を素早く行うため、河川防災ステーションの積極的な活用と水防資材の整備点検に努める。
- (3) 水害に強いまちづくりを推進するため、郡山市洪水ハザードマップの周知と活用を図る。
- (4) 洪水被害について災害を未然に防止するため、国、県等の関係機関と密接な連携を図り、なお一層の連絡体制の強化を図る。

3 水 路

災害予防の見地から既存水路改修による流下能力の確保、流水停滞の防止等に努め、維持管理については、次の点に留意する。

- (1) 内水被害について災害を未然に防止するため、国、県、土地改良区等の関係機関と密接に連携を図り、なお一層の連絡体制の強化を図る。
- (2) 水路の破損部分、ぜい弱部分のあるところは、出水に備え補修する。
- (3) 地盤のゆるみ、土砂堆積による通水断面の縮小部分については、十分点検管理を行い、災害の未然防止に努める。
- (4) 水路内の、じん芥等の投棄を防ぎ、流水の妨げとならないよう措置する。また、関

係機関、団体及び住民との一致協力体制による、じん芥除去清掃運動を推進する。

- (5) 地震発生時による亀裂、破損箇所の調査を行う。
- (6) 道路や公園等の公共施設の地下に大規模な雨水貯留施設を設置するなど、河川や下水道への雨水流出の負担を軽減するよう努める。
- (7) 住宅地、道路からの排水の流入による安積疏水の浸水被害を防ぐため、排水処理の徹底及び排水接続の正常化を図る。

4 洪水浸水想定区域図の公表と周知

- (1) 平成27年の水防法改正を踏まえ、国はこれまでの洪水浸水想定を見直し、平成28年6月に阿武隈川の洪水浸水想定区域図等（想定最大規模）を公表した。想定最大規模の降雨（1,000年に一度程度の発生確率）により、想定される洪水浸水の範囲と深さに加え、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される範囲を示した家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水継続時間も表示している。

また、県は平成30年7月に逢瀬川のこれらの情報により、洪水浸水想定区域図等（想定最大規模）を公表した。

なお、令和2年3月27日付けで阿武隈川の洪水浸水想定区域が変更となった。

これらの情報は、当該区域に居住する市民をはじめとする関係者へ周知し、市民等の主体的な避難の取組を促進する。

- (2) 阿武隈川（阿久津観測所）及び逢瀬川（富田観測所）等の水位を時間経過とともに注視し、避難勧告等の適切な判断を行うとともに、河川の水位情報を迅速に市民等へ通知する。

なお、河川の水位は急激に上昇する可能性があるため、早めの段階で市民等へ情報を提供し、避難所の開設及び受入れの準備を進めておくものとする。

- (3) 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ等の作成を行い、市民に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。加えて中小河川による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

5 浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設における避難体制の確保

- (1) 市は、水防法の規定に基づき、浸水想定区域内に主として要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水等における円滑かつ迅速な避難を確保すべき施設を確認し、洪水予報等の伝達方法を定める。
- (2) 市は、洪水予報等を伝達する要配慮者利用施設に対して、郡山市防災情報伝達システム（屋外拡声子局）、災害時優先電話、携帯電話、災害時代表電話（924-2999）、福島県総合情報通信ネットワークシステム、報道機関の広報協力、郡山コミュニティ放送、広報車、市のウェブサイト、緊急速報メール等の手段により洪水予報等を伝達する。
- (3) 浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の管理者等は、「第3章 第

12節 要配慮者利用施設の避難確保計画」に基づき、避難確保計画を作成し市に報告する。

- 6 危険物施設及び毒劇物等を貯蔵する工場への注意喚起
危険物又は毒劇物を貯蔵している事業所に対し、浸水による流出を防ぐ対策について指導強化する。

第2 風 害

風害を防止し、又は拡大を防止するため、市民への情報伝達体制等の整備、防災知識の普及、道路交通の安全確保、建築物等の災害予防並びに電力施設及び電気通信設備災害予防対策の強化を図る。

1 市民への情報伝達体制等の整備

- (1) 市は、強風時においても災害に関係する気象予報・警報等を迅速かつ的確に市民に伝達できるよう情報伝達体制の整備に努める。
- (2) 電力・電気通信等の事業を行う防災関係機関は、停電又は通信途絶等による社会不安を除去するため、復旧状況や復旧の見通し等の情報について、直接又は報道機関を通して市民に提供できる体制の強化に努める。

2 防災知識の普及

市等の防災関係機関は、機会あるごとに以下の風害に関する防災知識の普及を図る。

- (1) 強風時の生命、身体の安全の確保に関すること。
- (2) 農作物等の暴風対策に関すること。
- (3) 被害を受けた農作物等に対する応急措置に関すること。

3 道路交通の安全確保

道路管理者及び警察は、強風や飛来物により信号機等が被害を受けた場合でも道路交通の安全確保を図る。

4 建築物等災害予防

防災関係機関は、風害防止のため以下の予防対策を図る。

- (1) 学校、医療機関等の応急対策上重要な施設及び不特定多数の者が使用する施設の風害に対する防災性の確保を図る。
- (2) 住宅等建築物の防災性を確保するため、建築基準等の厳守を指導するとともに、家屋周辺の飛散防止等の安全対策を指導する。
- (3) 風害による停電対策としてコンピュータシステムやデータのバックアップ対策について、企業等の自発的な取組を促進する。

第3 火災

市及び防災関係機関は、火災の発生を未然に防止し、又は火災による災害の拡大防止を図るため、次の措置を講ずる。

1 防火意識の高揚と住宅火災の予防対策の指導

市街地の過密化、建築物の高層化、市民生活の多様化等により、火災発生及びこれに伴う多大の人的、物的被害が生じることが予想される。

このため、消防力の強化はもちろん、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努める。また市民にあっては、一人一人が火災の発生防止、初期消火・通報・避難等について、十分に理解し実践することが最も肝要である。

- (1) 年間春秋2回、全国一斉に実施される火災予防運動の他に、消防本部及び郡山消防署で実施している火災予防運動や、市で実施する防災訓練等を通じ、住宅からの火災防止と被害の軽減を主眼とした消火器具等の取扱い方法を指導し、初期消火活動の重要性を認識させる等、その効果をさらに高めるよう努める。
- (2) 地域住民の自主的な防火活動組織の育成を図るため、地域ぐるみ、市民ぐるみの積極的な取組と、共同連帯意識に基づく組織の中から、市民の防火意識の高揚を図る。
- (3) 核家族化の進行による高齢者世帯の増加等を考慮し、社会的弱者に対する隣保相互扶助の精神に沿った火災予防指導の徹底に努める。

2 防火対象物（多数の者が利用する建築物等）の火災予防

多数の者が利用する防火対象物は、火災発生時の人命危険が特に大きい。このため防火対象物の火災予防については、特に防火管理者の選任等、人的面と消防用設備等、物的面の両面から指導強化を図る。

- (1) 火災予防の目的を実現するため、積極的な立入検査を行い、火災発生時の危険と人命の危険を排除するよう努める。
- (2) 防火対象物の防火管理者の選任や、防火管理者の再教育を指導するとともに、消防用設備等の維持管理の徹底を図り、防災管理体制を確立する。
- (3) 建築物の新築、増改築等計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう、建築主に対して法令に基づく防火上効果的な指導を行う。

また、法令にそぐわない増改築等を防止して、火災荷重の増加を抑制する指導を行う。

3 初期消火体制の整備

(1) 消火器等の普及

市、消防本部及び郡山消防署は、災害発生時における初期消火の実効性を高めるために、各家庭における消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、消防法に基づき住宅火災の早期避難に有効な「住宅用火災警報器」の早期設置及び電池切れ前の更新について指導する。また、消火器の設置義務がない

事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を指導する。

(2) 自主防災組織の初期消火体制

市、消防本部及び郡山消防署は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を対象に実施し、消火訓練や防火防災講習会などを通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

(3) 家庭での初期消火

市及び消防本部は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発指導するため、一般家庭を対象として消火器具の使用方法、初期消火の具体的方法等について周知啓発を図る。

4 広域的な応援体制の整備

(1) 広域的な応援体制の整備

市、消防本部及び郡山消防署は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。さらに、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

(2) 緊急消防援助隊等の派遣要請及び受入れ体制

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、消防本部が県へ緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等についてマニュアル化を行うなど、県、市、消防本部及び郡山消防署間で、応援を受ける場合を想定した受援計画及び応援出動する場合の応援計画を策定する。

5 文化財災害予防対策

災害発生時の火災等から貴重な国民的財産である文化財を保護するために、市、消防機関及び文化財所有者・管理者が取るべき措置について定める。

(1) 文化財保護思想の普及啓発

文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、市民の防火・防災意識の高揚を図る。

(2) 建物及び搬出不可能な文化財の対策

文化振興班は関係機関及び所有者等と協議し、適宜、予防査察等の防災診断を行い、予防及び応急対策の計画をたて、施設及び文化財の保全に努めるとともに、迅速に対応できる体制を確立しておく。

(3) 搬出可能な文化財の対策

文化振興班は、所有者等と協議して文化財の保全の知識を有する者を搬出責任者に定め、搬出の万全に努めるとともに、あらかじめ搬出場所や搬出用具を準備しておく。

(4) 史跡等の応急対策

史跡、名勝、天然記念物はその性質等により被害の様相が異なることから、生涯学

習班は関係機関及び所有者等と協議して、適宜、巡視活動を行い、管理状況を把握し、被災時の応急措置が図られるよう計画を立てておく。

(5) 訓練の実施

市、郡山消防署及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練を随時実施するものとする。

第4 雪 害

積雪、又は雪崩による災害を予防するため、次の事業及び対策を行う。

1 雪崩防止施設事業

- (1) 雪崩の発生を一時的に止める柵及び階段工の施工
- (2) 崩壊による道路の災害を防止する工作物を築造し、交通を確保する施設事業
- (3) 冬季間道路の異常凍結により解凍期に交通不能状態となるのを防止するため道路の構造改良
- (4) 冬季間における交通確保のための除雪路線計画

2 通信施設雪害防止対策

積雪地帯における電柱支線の保全のため、雪害防止に努める。

3 雪崩危険箇所の周知及び危険防止対策

地形的に雪崩の発生しやすい危険箇所について、国、県との連絡を密にし、注意標識等を設置し、通行者、又は関係者への周知を図るとともに危険区域を巡視し、雪崩発生予防調査を実施し、危険防止に努める。

第5 凍霜害

凍霜害については、別に定める「郡山市防霜対策本部設置要綱」により行う。

※ 別冊 資料編参照

第6 地震対策

第6章「大規模地震対策計画」による。

第7 道路災害

地震により、道路及び橋梁が破損することは、避難や救助、救急、消火活動、医療活動、緊急物資の輸送等に大きな支障となることから、道路管理者は災害時においても道路施設が、その機能を十分発揮できるように、整備に努める。

1 道路交通情報の充実

道路管理者は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努めるものとする。

2 道路施設の整備

災害により発生が予想される道路の破損については落石、法面崩壊、地すべり等によるものが考えられるが、道路管理者は、これらの箇所について事前に把握するよう努めるとともに、被害が想定される箇所で緊急度が高いものから順次、対策を講じる。

また、災害時において道路が被害を受け、早期回復が困難な場合に対応するため、その迂回路等の確保に努める。

3 橋梁の整備

「道路橋示方書」に基づき、橋梁の耐震点検を実施するとともに、改築、補強等の工事が必要な箇所について事前に把握するよう努めるとともに、被害が想定される箇所で緊急度が高いものから順次、対策を講じる。

また、橋梁の新設については上記示方書に基づき、落橋防止構造を備えた耐震設計を行う。

4 横断歩道橋の整備

横断歩道橋の管理者は、地震発生時において横断歩道橋の落橋防止のため、安全点検を実施し、補修、補強等の対策を講じる。

5 交通施設

都市計画街路は、災害時の避難場所となり災害に対しては延焼及び飛火等を防止する防火帯であると同時に消火活動の場でもあり、かつ応急救助活動の交通輸送時として最も重要な施設である。

このため、道路の整備と交通緩和のための計画路線の設定及び交通安全上必要な施設整備に努め、日常の交通安全運動をもって、自然災害における避難及び救助の防災対策とする。

6 救助・救急及び医療（助産）救護

道路管理者は、救助・救急活動について、平常時から消防機関及び医療機関との連携協力を努めるものとする。

7 危険物等の流出時における防除活動

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進と技術の習得等に努めるものとする。

第8 農業災害

ほ場整備等の農業施設整備事業を計画的に推進するとともに、気象条件に対応した農業技術の向上に努め、農業災害の防止を図る。

農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策等を図る。

1 農作物等の現況

- (1) 農作物の豊凶は、気象状況によって大きく左右されることから、農業気象情報のうち、緊急を要する冷霜害等に関する気象情報は、郡山市防災情報伝達システムを活用し、屋外拡声子局から放送を行うなど、農業従事者等への周知に努める。
- (2) 市は、農業技術指導関係機関と連携し、気象条件等に対応した農業技術等向上のための指導に努める。

2 農地及び農業用施設等の災害予防対策

- (1) 洪水防止などの農業の有する多面的機能を適切に発揮するため、農業用排水施設の整備、更新・補修、老朽ため池の補強、低・湿地地域等における排水対策、降水等による農地の侵食対策等、総合的に事業を推進し、被害発生の未然防止を図る。
- (2) 災害等によりため池が決壊し、浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある場合、防災重点ため池として選定するとともに、耐震性調査を実施し、必要に応じ、貯水制限等の安全使用に努め、堤体が損傷を受けて決壊しないよう計画的に耐震補強、改修を実施し震災対策を図るほか、危険箇所早期発見や適正な維持管理等に努める。

3 避難誘導體制の整備

防災上危険と判断される箇所については、避難勧告等の情報発信体制や緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊に伴う浸水危険箇所及び避難所等を記載した「郡山市ため池ハザードマップ」を作成、公表し、市民が適切に避難できるよう周知・啓発に努める。

第7節 特殊災害予防計画 【総務部・生活環境部・消防本部】

1 危険物等災害予防

市及び防災関係機関等は、危険物の爆発、火災等による災害を防止するため、次の対策を講じる。

(1) 危険物等の災害予防

① 危険物製造所等の保安対策

ア 消防本部及び郡山消防署は、危険物製造所等の所有者、管理者に対し、施設、設備の維持管理、予防規程及び自衛防災組織の保安についての指導監督を行う。

イ 消防本部及び郡山消防署は、必要に応じ立入検査、質問若しくは危険物に対する規制指導を行う。

ウ 災害協力団体及び防災関係団体は、新しい防災資機材、新技術などの導入を図り、技術の高度化及び効率化を図る。

エ 災害協力団体及び防災関係団体は、高度化された防災資機材などを効率的に使用できる防災要員の育成を図る。

オ 災害協力団体及び防災関係団体は、法令の定めにより危険物取扱者等の責任体制の確立を図る。

カ 災害協力団体及び防災関係団体は、危険物取扱関係者に対する保安教育の徹底を図る。

② 危険物輸送対策

ア 消防本部、郡山消防署及び災害協力団体及び防災関係団体は、危険物を収容した容器や積載方法等の基準厳守の指導を行う。

イ 災害協力団体及び防災関係団体は、危険物移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両の安全運転の励行等について指導するとともに、消防本部による立入検査により法令違反車両の是正を図る。

ウ 市及び防災関係機関は、消火薬剤及びオイルフェンス、油処理剤等の資機材の緊急輸送対策、消防機関、関係事業所等における防災資機材の保有状況、化学消防車、その他化学消防施設の実態を把握し、緊急輸送体制の確立を図る。

③ 油流出事故対策

ア 市、消防本部及び郡山消防署は、あらかじめ、連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携協力を努めるものとする。

イ 市、消防本部及び郡山消防署は、油流出事故時における防除活動において、関係機関等が保有するオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の排出油防除用資機材及び化学消火剤等の消火機材の備蓄量を把握し、その整備に努めるものとする。

(2) 高圧ガス災害予防

郡山消防署、災害協力団体及び防災関係機関・団体は、県関係機関及び指定協力機関又は指定地方協力機関の協力を得、高圧ガス保安法に基づく、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、消費、その他の取扱い並びにボイラー圧力容器の製造、取扱いを指導する

とともに安全確保に関する自主的な活動を促進することにより、高圧ガスによる災害を防止する。

(3) 火薬類の災害予防

消防本部及び郡山消防署は、県関係機関の協力を得て、火薬類取締法及び郡山地方広域消防組合火災予防条例に基づく、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱いを指導することにより、火薬類の災害を防止する。

(4) 有害物質による災害予防

市、災害協力団体及び防災関係団体は、事業活動、事故、又は建築物の損壊等により、流出した特定有害物質、排出された煤煙、又は石綿等により、人体に重大な危害を及ぼすことのないよう次の予防措置を実施する。

① 常時監視

煤煙等による大気の汚染及び著しい水質の悪化に対し、監視装置等により常時監視する。

② 警報等の発令

大気等の汚染状況が、人体に著しい障害を与えるおそれがある場合は、県と協議の上、注意報、又は警報を発令する。

③ 協力要請及び勧告

特定有害物質が流出し、又は流出するおそれがあるとき並びに大気汚染が悪化した場合は、当該特定物質、又は煤煙に関係する事業者等に対し、公害関係法令に基づき、排出の防止、又は減少措置について必要に応じ勧告する。

④ 対応資器材の備蓄

事故現場で使用可能な簡易分析用資材及び石綿のばく露を防止するための防じんマスク等を備蓄する。

2 放射性物質の災害予防対策

市及び防災関係機関等は、放射性物質の使用、販売、廃棄、その他の取扱い及び放射線発生装置の使用、放射性物質に汚染されたものの廃棄等を行っている事業所等に対して、主に次の事項等についての指導を行い放射性物質に係る災害を防止する。

- (1) 火災の発生及び延焼のおそれのある場合には、消火、又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに消防機関に通報する。
- (2) 放射線障害の発生を防止するために必要がある場合には、施設の内部にいる者等に避難するよう勧告する。
- (3) 放射線障害を受けた者等に対する救出避難等の緊急措置をとる。
- (4) 汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。
- (5) 放射性物質を安全な場所に移す余裕がある場合には移動する。
- (6) その他必要な予防措置を講じる。

3 放射性物質の輸送時事故対策

(1) 事故の対応

市、消防本部及び郡山消防署は、事故の通報を受けた場合は、直ちにその旨を県（生活環境部中間貯蔵施設等対策室）に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて、職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

- (2) 消防本部及び郡山消防署は放射性物質の輸送責任者又は専門家が同行している場合は放射線防護上必要な情報、助言等の協力により消防活動を実施する。
 - ① 放射性物質の漏洩等のないことが確認された場合
一般の車両火災、事故等と同様に対処する。
 - ② 放射性物質の漏洩又は漏洩等のおそれがある場合
放射性物質の輸送責任者又は専門家が同行している場合は、情報提供を受ける等最大限の協力を得るとともに、関係機関と緊密な連携をとり、専門家へ支援を要請するなど放射性物質に留意した消防活動を行う。
- (3) 市、消防本部及び郡山消防署は、放射性物質等による汚染又は汚染拡大の可能性がある場合は、輸送責任者又は専門家から情報を得るとともに、関係機関と連携し汚染の拡大防止に努める。
- (4) 市、消防本部及び郡山消防署は、放射性物質の輸送については、法令によって厳しい規制が実施されていることから、放射性物質の漏洩等が発生しても一般的には住民の避難誘導を必要とする規模のものが発生する可能性は少ないが、万一、避難誘導を必要とする事態が生じた場合は輸送責任者又は専門家、警察機関等と密接な連携を保ちながら対応する。
 - ① 関係者と協議し、避難地区を決定するとともに、郡山市防災情報伝達システム（屋外拡声子局）、ふれあいネットワーク、市のウェブサイト、広報車、郡山コミュニティ放送などあらゆる手段により速やかに広報を実施し、適切な避難場所に誘導する。
 - ② 必要に応じ、保健所におけるスクリーニング及び健康相談等を実施する。
- (5) 事故処理の終結
事故処理後は、必要に応じ、国の派遣係官又は専門家が最終モニタリングを行い、汚染のないことを確認し事故の終結とする。

4 地下埋設ガス導管災害予防

市及び防災関係機関は、道路の掘さく、その他の工事等に起因する都市ガス及びその他の可燃性ガス等の導管からのガス漏れによる火災、爆発等の大規模なガス事故の防止を図るため、次の保安対策を講ずる。

- (1) 工事の実施に当たっては、ガス事業者、消費機関等との連絡を密にし、導管の保護方法、埋戻し方法等について協議の上、工事の安全確保に努める。
- (2) 導管を埋設したときは、必ず気密試験を実施し、その位置を明示する等の措置を講ずる。

第8節 土砂災害予防計画 【総務部・建設交通部・農林部】

市は、土砂災害対策を推進するとともに警戒避難体制を整備し、台風、集中豪雨等による土砂災害被害の防止を図る。

1 土石流対策

県が公表する土石流危険渓流について、周辺住民に対して周知を図るとともに、土砂流出防止のための砂防えん堤工又は土砂流出防止のための流路工や遊砂地等の整備により、災害の未然防止を図るよう国及び県に働きかけるものとする。

2 急傾斜地崩壊危険区域対策

急傾斜地災害を防止するために、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき県知事による急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けた上で、当該地区への行為の制限、改善等の防災指導を行うよう県に働きかけるものとする。なお、指定された急傾斜地で当事者において改善措置を行うことが困難、不適當なものについては、県が中心となり急傾斜地崩壊防止工事を施工する。

(1) 指定基準(下記の①～③の全てに該当する区域)

- ① 急傾斜地の傾斜度が30度以上であること
- ② 急傾斜地の高さが5 m以上であること
- ③ 急傾斜地の崩壊により危害が生じるおそれのある人家が5戸以上あるか、5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれがある箇所

(2) 急傾斜地崩壊危険区域内での行為・建築の制限

- ① 水の放流、又は停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為
- ② ため池、用水路、その他急傾斜地崩壊防止施設以外の施設、又は工作物の設置又は改造
- ③ のり切り、切土、掘削又は盛土
- ④ 立木等の伐採
- ⑤ 木竹の滑下又は地引による搬出
- ⑥ 土石の採取又は集積
- ⑦ このほか急傾斜地の崩壊を誘発するおそれのある行為

(3) 市における急傾斜地崩壊危険区域

別冊 資料編参照

3 山地災害対策

山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が、現に発生し又は発生する危険のある森林で、その危害が直接人家又は公共施設に及ぶおそれがある地域について「山地災害危険地域」とし、森林法及び地すべり等防止法、森林の維持造成を通じて、山地災害の未然防止を図るよう県に働きかけるものとする。また、脆弱な地質地帯における山腹

崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策の推進に努める。

4 警戒避難体制

(1) 土砂災害防止法の概要

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）は、土砂災害の発生により生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域においての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、特定開発行為の制限、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するために、施行された。

(2) 土砂災害警戒区域の指定

福島県は、溪流や斜面など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質などの基礎調査を行い、区域の範囲や土砂災害の発生するおそれのある自然現象の種類等を定め、土砂災害警戒区域等を指定し公表する。

① 土砂災害警戒区域

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が迅速に行えるように警戒避難体制の整備を図る区域

② 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域において、さらに、特定開発行為の制限、建築物の構造規制等を行う区域

令和2年5月1日付けの指定状況

○土砂災害警戒区域

土石流 207か所
急傾斜地の崩壊 218か所

○土砂災害特別警戒区域

土石流 166か所
急傾斜地の崩壊 217か所

※地区毎の詳細は資料編に掲載し、土砂災害危険箇所は削除する。

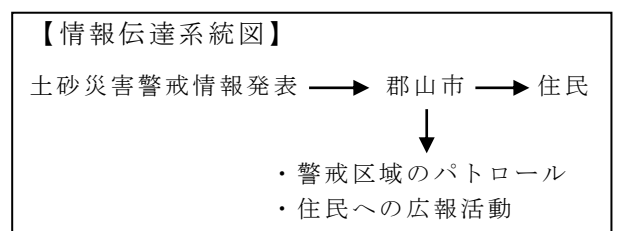
(3) 警戒避難体制の整備

市は土砂災害の予防と市民の生命、身体を守ることを目的とし、緊急時の災害応急対策を円滑かつ的確に実施するために、土砂災害の恐れのある警戒区域について、警報や土砂災害警戒情報の発表に伴う情報の伝達、避難、その他必要な警戒避難体制の整備及び周知に努める。

また、避難勧告等が発令されない場合であっても必要に応じて自主避難が行えるよう、土砂災害に関する知識の普及に努める。

① 情報伝達方法

- ア 郡山市防災
情報伝達システム（屋外拡声子局）
- イ 広報車



ウ 各放送・報道機関との連携

エ ふれあいネットワーク

オ 市のウェブサイト

カ 緊急速報メール

② 避難場所

避難場所の指定については、地域住民と協議し施設構造や警戒区域を考慮した上で、市があらかじめ指定するものとする。

また、地域住民と連携し必要に応じて見直しを行うものとする。

③ 土砂災害警戒区域等の周知

避難場所の周知及び円滑かつ迅速な避難を実施するため、警戒区域や避難場所等を明記した郡山市土砂災害ハザードマップの周知に努める。

(4) 土砂災害警戒区域内及び土砂災害特別警戒区域内に位置する要配慮者利用施設における避難体制の確保

① 市は、土砂災害防止法の規定に基づき、土砂災害警戒区域内及び土砂災害特別警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水等における円滑かつ迅速な避難を確保すべき施設を確認し、避難情報等の伝達方法を定める。

② 市は、避難情報等を伝達する要配慮者利用施設に対して、郡山市防災情報伝達システム（屋外拡声子局）、災害時優先電話、携帯電話、災害時用代表電話（924-2999）、福島県総合情報通信ネットワークシステム、報道機関の広報協力、郡山コミュニティ放送、広報車、市のウェブサイト、緊急速報メール等の手段により避難情報等を伝達する。

③ 土砂災害警戒区域内及び土砂災害特別警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の管理者等は、「第3章 第12節 要配慮者利用施設の避難確保計画」に基づき、避難確保計画を作成し市に報告する。

第9節 火山災害予防計画

【総務部・農林部・産業観光部・建設交通部・上下水道局・消防本部・郡山消防署】

1 火山地域

本節の対象となる活火山は、安達太良山（1,700m）であり、活動火山対策特別措置法に基づく活動火山対策の総合的な推進を踏まえ、安達太良山火山防災協議会が策定した噴火シナリオや火山ハザードマップ（火山災害予想区域図）を基に被害を想定する。

安達太良山については、大規模な融雪型火山泥流により、熱海、喜久田、日和田地区に多大な被害をもたらすおそれがある。また、火山灰の影響は、安達太良山のほか磐梯山でも、風向きによって、市内全域にわたり影響を受けるおそれがある。

2 過去の被害状況

安達太良山の有史以来の噴火としては、1900年（明治33年）の噴火では、死者72名、負傷者10名の被害があったと記録されている。

3 防災体制の整備

火山現象の規模、又は被害の状況等から災害対策に万全を期するため、必要と認める場合は、「第2章 第2節 郡山市災害対策本部」による災害対策本部又は現地本部等を設置する。なお、災害対策本部の設置に至らない場合には、「第4章 第1節 動員計画」による注意体制、又は警戒体制をもって対応する。

4 火山情報の種類及び伝達

県から総合情報通信ネットワーク等により通報される火山情報について、必要に応じ関係機関及び市民に対し周知徹底を図る。

(1) 火山情報の種類

仙台管区気象台は、安達太良山において火山活動の状況に異常を認めた場合、噴火警報等を発表する。

① 噴火警報

噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

② 噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

③ 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。安達太良山の噴火警戒レベル表を次ページ以降に示す。

④ 噴火速報

登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※)
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するに当たっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

⑤ 火山の状況に関する解説情報

現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

⑥ 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

イ 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表

ウ 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発

表

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表

⑦ 火山ガス予報

居住地に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

⑧ 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

(2) 噴火予警報の基準と噴火警戒レベル

安達太良山 噴火警戒レベル

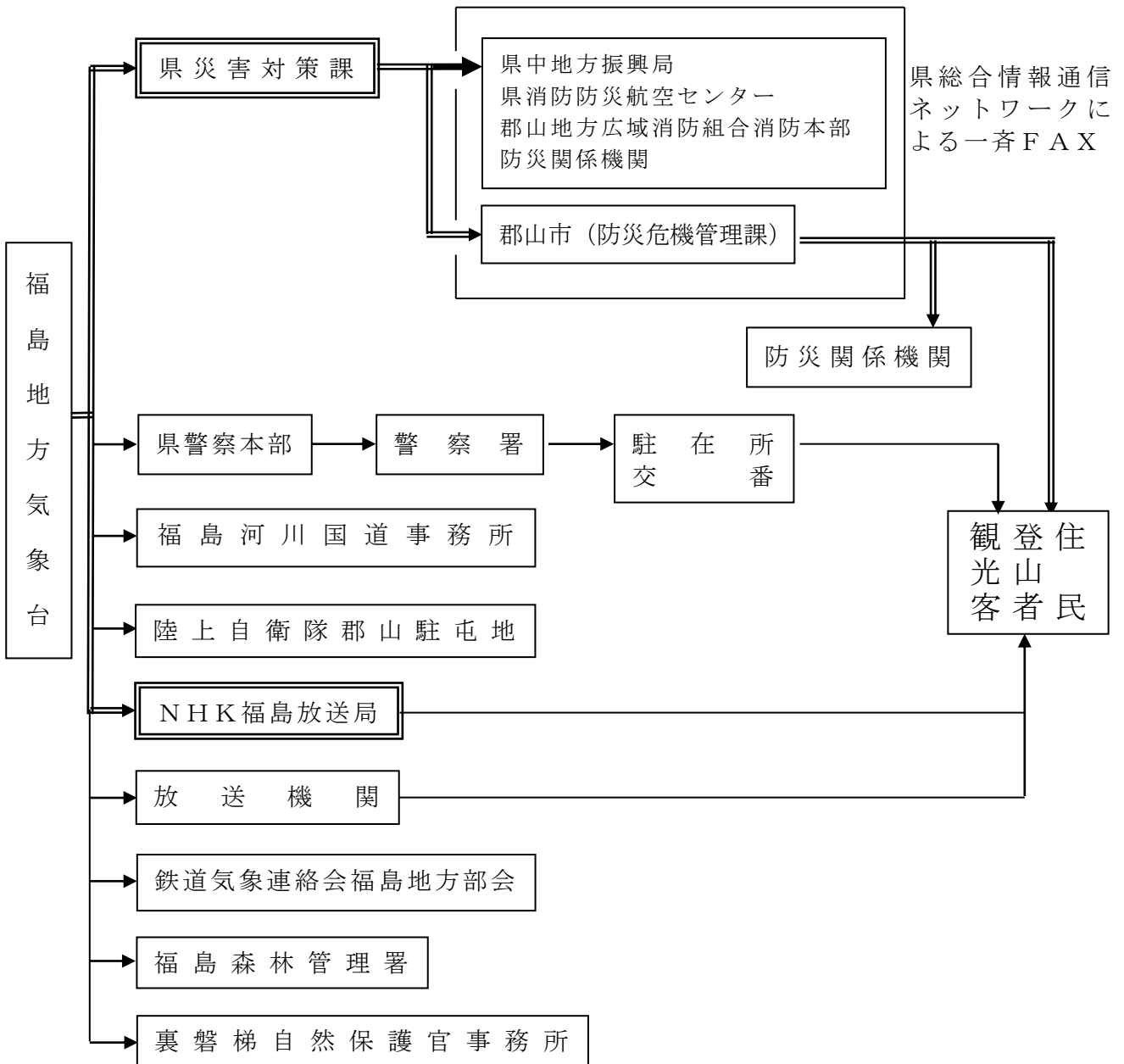
種別	名称	対象範囲 (キーワード)	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> 火口からおおむね4 km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している（火砕流・火砕サージは居住地域近くまで）。 融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 <p>【過去事例】 有史以降の事例なし</p>
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要 要配慮者及び特定地域の避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> 火口からおおむね4 km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性（火砕流・火砕サージは居住地域近くまで）。 融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性 <p>【過去事例】 有史以降の事例なし。</p>
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難、要配慮者の避難準備等が必要	<ul style="list-style-type: none"> 火口からおおむね2.5km以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が流下するような噴火の発生、又はその可能性 <p>【過去事例】 1900年7月17日：沼ノ平火口で水蒸気噴火</p>
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難準備等が必要	<ul style="list-style-type: none"> 火口からおおむね1 km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、又はその可能性 <p>【過去事例】 1899年8月24日：沼ノ平火口で水蒸気噴火</p>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏。 状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出 <p>【過去事例】 1996年9月：白色噴煙30m、沼ノ平中央部で泥が噴出し直径100mに飛散 2000年2月：一時的に噴気が300mまで上がる</p>

※特定地域とは、居住地域よりも安達太良山の想定火口に近い所に位置する、又は孤立が想定される集客施設を指す。
居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

(3) 噴火警報等の伝達

① 噴火警報等の伝達は次の系統図による。

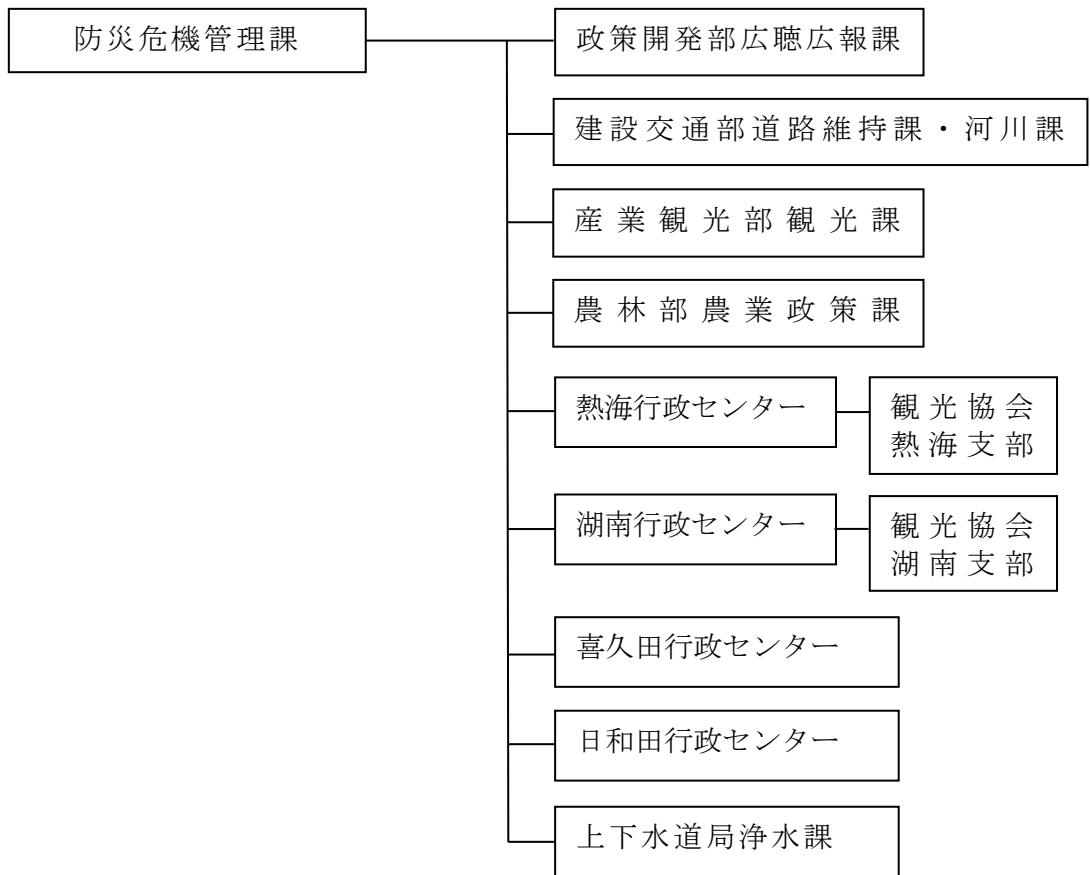


注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先

注) 二重の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

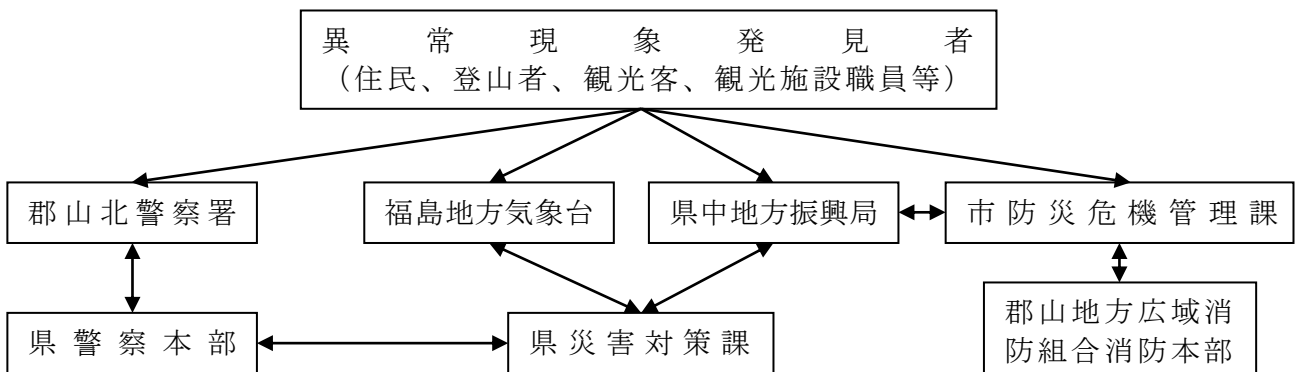
注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路

② 庁内の情報の伝達は次の系統図による。



③ 異常現象発見の通報

火山地域及びその周辺地域において火山に関わる異常な現象を発見した者は、日時、場所及び異常な現象等について市防災危機管理課又は警察機関等に通報する。



(1) 観測・監視体制

安達太良山では、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を適確に発表するために、気象庁、国土地理院及び東北大学が地震計、傾斜計、空振計、GNSS 観測装置、監視カメラ等の火山観測施設を整備している。仙台管区気象台に設置された「地域火山監視・警報センター」において、火山活動を24 時間体制で常時観測・監視している。

(2) 火山防災の啓発

安達太良山火山防災マップ（2016年改訂版）等を活用し、安達太良山が活火山であることや火山活動の状況等の情報について、チラシ・ポスター等の啓発素材や各種広報媒体を活用し、住民や登山者等への啓発に努める。また、観光事業者（観光施設、宿泊施設等）、観光協会、交通事業者等の協力を得て、観光施設や宿泊施設等において、火山防災に係る情報発信の推進を図る。

特に、災害対策基本第54条に基づき異常現象を発見した場合の通報義務についても啓発を図る。

(3) 火山防災マップ

県及び関係市町村や関係機関と連携し、過去の噴火状況に基づき、災害の発生が予想される区域を把握するため、被害規模が一番大きい融雪型火山泥流の影響範囲を火山防災マップに掲載する。また、今後、必要に応じて修正を加える。

(4) 規制看板

火山活動が活発化し、噴火警戒レベル2以上になった場合は、母成登山口及び石筵登山口等規制看板の設置箇所は地域防災計画資料編のとおりで、規制内容・理由等を表示し注意喚起する。

(5) 訓練

福島県及び市で計画する火山災害の軽減を図るため、実動訓練、図上訓練、通信訓練に積極的に参加し、火山防災の情報伝達能力や判断力の向上及び住民や登山者の適切な避難誘導の方法を確認する。

(6) 危険物施設及び毒劇物等を貯蔵する工場への注意喚起

危険物又は毒劇物を貯蔵している事業所に対し、浸水による流出を防ぐ対策について指導強化する。

第10節 原子力災害予防計画 【総務部・生活環境部・保健福祉部】

市は、原発事故による原子力災害の発生による市民の健康被害を未然に防止するため、次の対策を実施する。

1 情報の収集

東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所のほか、全国の原子力発電所の状況、市内外の施設等における各種放射線モニタリング結果等を注視し、事故の兆候がないか常に確認できる体制を整備する。

2 災害発生時の対応体制の構築

災害発生時に迅速で正確な対応を行うため、本市の関係部局間及び関係機関への連絡体制を構築する。

3 放射線に関する学習機会の提供

原子力災害が発生した場合であっても市民が正確な知識に基づいて冷静に対応することは極めて重要であることから、平常時において放射線に係る有識者による専門的見地からの助言を得ながら、教職員や小中学生等をはじめ、広く市民に対し放射性物質や放射線、健康管理等に関する学習機会の提供を行う。

4 避難元市町村との連携

県内外にある原子力発電所のPAZ（予防的防護措置を準備する区域：おおむね5km圏）及びUPZ（緊急時防護措置を準備する区域：おおむね30km圏）内において、住民の域内を越えた広域避難が必要となった場合、災害対策基本法（第86条の7及び第86条の8）に基づき、避難者の一時的な滞在について、避難元市町村長から（県外の場合は県知事を通じて）避難者受入れの協議があったときは、被災住民を受け入れることとなる。

域内住民の円滑な避難と避難生活中の地域コミュニティ維持を図るため、可能な限り同一の地域コミュニティ単位（町内会等）で避難ができるよう、あらかじめ受入施設の選定及び避難中継所の設定について、避難元市町村と調整しておくものとする。

県内については、「福島県原子力災害広域避難計画」（平成28年12月修正）に基づき、原子力災害発生時には原子力発電所関係周辺市町村の住民が本市に避難する可能性があることから、平常時からこれら市町村と連携を深めておくとともに、県等が実施する広域避難訓練に可能な範囲で協力する。

また、本県以外で原子力災害が発生した場合の本市への避難者受入についても、双方の県等が定める広域避難対策を踏まえ、あらかじめ避難元市町村と協定を締結しておくものとする。

なお、平成29年8月には、本市を含む福島県内17の市町村と茨城県日立市との間で協定を締結し、原子力災害時における日立市民の県外広域避難に関して、受入体制を整備した。

第11節 要配慮者支援計画 【総務部・文化スポーツ部・保健福祉部】

市は、要配慮者が、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、円滑かつ迅速に避難を行うことができるよう、次のとおり体制を整備する。

1 避難行動要支援者名簿の作成

市において、災害発生時に備え、要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者で特に支援を要する者として、次の要件のいずれかを満たした市民等を掲載した避難行動要支援者名簿（以下、この項目において「名簿」という。）を作成し、名簿は定期的に見直すものとする。

また、作成した名簿は市が保管管理するとともに、名簿情報の外部提供に同意があった者については、地域支援等関係者に提供し、災害発生時の安否確認や避難支援に役立てることとする。

(1) 名簿掲載要件

- ① 75歳以上の一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯
- ② 要介護認定3～5を受けている者
- ③ 身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている者
- ④ 療育手帳Aの交付を受けている者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級、2級の交付を受けている者
- ⑥ その他支援が必要と認められる者

(2) 名簿に掲載する事項

名簿には、要支援者の氏名、住所、緊急時の連絡先のほか、町内会、自主防災組織、民生委員その他要支援者が生活する地域において支援を行う者等を記載することとする。

(3) 名簿情報の提供

災害発生時等急を要する場合において、市は、名簿情報の外部提供に関する同意の有無に関わらず、町内会、自主防災組織、民生委員、消防機関及び警察署等の「避難支援等関係者」に必要な範囲で名簿情報を提供し、安否確認等に役立てることとする。平常時においては、事前に外部提供に同意した者について提供を行う。提供に当たっては、名簿情報の取扱について十分に注意喚起を行うこととする。

(4) 名簿の活用

災害発生時等においては、名簿や地域の防災マップ等を活用し、避難勧告等が発令される前の避難開始や、災害発生後の安否確認に役立てることとする。

避難支援等関係者のうち、町内会、自主防災組織等地域の団体においては、名簿に基づき平常時から要支援者への声掛け等を積極的に行うほか、名簿を活用し避難所や避難経路の確認、地域の防災マップ作成等を実施するよう努めることとする。

(5) 地域支援者等の安全確保

災害発生時において、近隣協力者や避難支援等関係者が要支援者の安否確認や避難誘導等を行う場合は、自らの安全確保を第一に行うこととする。

2 社会福祉施設等における対策

(1) 施設等の整備

社会福祉施設等の利用者は、その多くが要介護高齢者や障がい者（児）等であり、災害時において移動等の問題などから「要配慮者」となる。

社会福祉施設等の管理者は、施設そのものの安全性を高めるために必要な整備に努めるものとする。

(2) 組織体制及び緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生の予防や災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておくものとする。

また、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため緊急連絡体制を整備しておくものとする。

(3) 防災資機材の整備、食料の備蓄等

施設等管理者は、防災資機材を整備するとともに、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるものとする。また、医療・福祉施設においては、施設の非常用電源等の整備に努める。

(4) 防災教育・訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施するものとする。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練・避難訓練を定期的に実施するものとする。

3 在宅者に対する対策

(1) 防災知識の普及・啓発

要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への参加を働きかけるなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難勧告等の意味と内容の説明など、啓発活動を行うものとする。

(2) 支援体制の整備

災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難支援するため、民生委員、町内会、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容）を平常時から共有し、一人ひとりの避難行動要支援者に対してできるだけ複数の地域支援者等を定める等、個別計画の策定に努めるものとする。

4 外国人住民等に対する対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人住民等も要配慮者として位置付け、外国語による防災情報の周知など、災害発生時に迅速かつ的確な行動ができるよう多言語化等の環境整備に努めるものとする。

5 避難所における要配慮者支援

(1) 避難所における物理的障壁の除去

避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とする。

しかし、やむを得ずそれ以外の公的施設を避難所として指定する場合には、多目的トイレ等の設備及びスロープ等の段差解消のための設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めるものとする。

(2) 福祉避難所の指定

避難所での生活において要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられている施設を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとし、避難生活を支援するために必要となる専門の人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制の構築に努めるものとする。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるための必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

第12節 要配慮者利用施設の避難確保計画

【総務部・保健福祉部・こども部・建設交通部・学校教育部】

1 背景

要配慮者利用施設における利用者の避難体制の確保については、これまでも各個別法及び各事業所管官庁からの通知等により、災害時の避難行動や日頃の避難訓練の実施の推進が図られてきたところである。

また、市町村地域防災計画に定められた、洪水等の浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置し、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設については、施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づく避難訓練の実施に関して、努力義務が課されていた。

このような中、平成28年8月の台風第10号による豪雨により、岩手県の小本川が氾濫し、高齢者施設において多数の利用者が犠牲となった。これを受け、国では、要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難対策について、専門家を交えて協議が重ねられてきた。

その結果、平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、利用者の避難体制の更なる強化が図られることとなった。

2 対象となる施設

洪水等の浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置する社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、その利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものとして、郡山市地域防災計画（資料編）にその名称及び所在地を定めた施設とする。

また、具体的にいかなる施設を定めるかは、予想される浸水や施設の構造、利用状況等の地域の実情を踏まえて個別具体的に判断していく。

なお、当該区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜・適切に見直すものとする。

3 施設所有者又は管理者の事務

(1) 避難確保計画の作成

対象施設の所有者又は管理者には、水防法及び土砂災害防止法の定めるところにより、要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項や洪水時等を想定した訓練の実施に関する事項を定めた避難確保計画の作成と市への計画作成報告が義務づけられている。

この計画の作成に当たっては、施設の種別や利用状況及び立地条件等の実態に即した内容とし、既に消防計画や各種災害対策計画を策定している場合は、その計画に洪水時等の避難確保計画の項目を追加することでも足りる。

(2) 避難確保計画に基づく避難訓練の実施

避難確保計画を作成した対象施設の所有者又は管理者には、水防法及び土砂災害防止

法の定めるところにより、当該計画に基づいた避難訓練の実施が義務づけられている。

避難訓練の具体的な内容は、各避難確保計画によることになるが、洪水予報等の情報の伝達や利用者の避難誘導等に関する訓練を行うとともに、この訓練を実際の避難の際に役立つよう実効性あるものとするため、対象施設の職員による机上訓練のみならず、施設の状況も踏まえ、できる限り利用者も参加した実践的な訓練を行うことが望ましい。

(3) 自衛水防組織の設置及び設置した場合の市への報告

対象施設の所有者又は管理者は、水防法の定めるところにより、自衛水防組織の設置に努めるものとされている。当該組織を設置したときは、統括管理者を置くとともに、編成及び構成員等に関して、市への報告が義務づけられている。

4 市の事務

(1) 避難確保計画の作成促進

市長は、対象となる要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、当該施設を新たに地域防災計画に位置づける際などに水害又は土砂災害の危険性等を説明するなどして防災意識の向上を図り、主体的な避難確保計画の作成を促すことに努めるものとする。

また、市の関係部局が連携して、避難確保計画の作成支援を行うとともに、その作成状況の確認に努めるものとする。

(2) 避難確保計画の作成指示等

市長は、水防法及び土砂災害防止法の定めるところにより、対象施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、必要があると認めるときは、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行うことができる。

また、正当な理由がなくこの指示に従わなかった場合には、その旨を公表することができる。

5 避難確保計画の構成

(1) 防災体制、情報の収集・伝達

洪水予報又は土砂災害等に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制、避難準備・高齢者等避難開始の発令の段階で要配慮者の避難誘導を行う体制等

(2) 避難誘導

避難の実効性が確保された避難先の設定、リスク情報を踏まえた避難誘導等

(3) 施設整備

施設内での滞在に必要な物資の確保等

(4) 教育・訓練

適切な時期に必要な教育・訓練の実施等

(5) 自衛水防組織

自衛水防組織が設置されている場合、その統括管理者及び業務内容等

第13節 タイムライン（事前防災行動計画） 【各部・消防本部・郡山消防署】**1 概要**

タイムラインとは、災害時に起こりうる状況をあらかじめ想定し共有するため、時系列で市及び防災関係機関等が取り組むべき防災行動をまとめたものであり、「いつ」「誰が」「何を」実施するか、それぞれの役割を明確にすることにより、迅速な防災行動につなげるとともに災害対応力の向上及び被害の軽減等を図ることを目的とする。

2 活用

- (1) 早めの行動や情報発信により、その後の対応における時間的余裕と安心に繋げる。
- (2) チェックリストとして行動の漏れを防ぐとともに、担当者の意思決定ツールとして活用する。
- (3) 河川管理者及び気象台からのより詳細な情報を関係機関と共有する。
- (4) 台風や前線などの事前予測が可能な事象に対し、大規模水害の発生前から迅速かつ適確に対応する。
- (5) 大規模水害時の庁内部局や外部の関係機関等の役割・行動を明確にし、市民の迅速な避難誘導や円滑な指定避難所の開設等を行う。

3 郡山市タイムライン

水防災意識社会再構築ビジョンを推進する国土交通省（福島河川国道事務所）の指導のもと、近年激甚化する水害に備え、台風や前線の接近に伴う阿武隈川版の「郡山市タイムライン」を平成28年2月に策定した。

その後、より詳細な行動計画となるよう見直しと修正を加え、市関係部局及び関係機関団体の役割等を明確化した「郡山市タイムライン（詳細版）」を平成30年6月に施行した。

今後も、台風や前線が接近した際、このタイムラインに基づいた行動について、その効果を検証するなど、必要に応じて随時見直しや検討を行うものとする。